

教員免許更新制の手続の流れ（旧免許状の方）

はじめに

教員免許状が失効する可能性がある方は、現職教員等の「免許状更新講習の受講義務がある者」に限られています。よって、教員免許状を所持するものの、受講義務のない方（実習助手、ペーパーティーチャー等）については、所持する教員免許状が失効することはありません。

なお、福岡県教育委員会教職員課のホームページに『教員免許更新制マニュアル』をはじめ、多くの資料を掲載しています。御活用ください。（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/e04/kousinn.html>）

以下、免許状更新講習を受講・修了し、更新講習修了確認を行う場合の流れを説明します。

① 自らの「修了確認期限」を確認します。

- 文部科学省のホームページ
→ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index.htm
- 『教員免許更新制マニュアル』（福岡県教育委員会作成） 3ページ
→ http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/26/26672_1744628_misc.pdf

② 修了確認期限の2年2ヶ月前～2ヶ月前までに大学等で免許状更新講習を30時間以上受講・修了し、申請の手続を行います。講習開設大学は、以下のホームページで確認できます。

- 文部科学省のホームページ
→ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/1258028.htm
- 福岡県教育委員会教職員課のホームページ
→ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/e04/kousinn.html>

選択講習（18時間以上）について、教諭・助教諭・講師の職にある方は「教諭」対象の講習を、養護教諭・養護助教諭の職にある方は「養護教諭」対象の講習を受講する必要があります。

※ 講習の申込書等については、各開設大学が作成したものを使用します。各開設大学のホームページ等で確認の上、各自で申込を行ってください。

また、申込にあたっては、自らが受講対象者であることの証明を受ける必要があります。（多くの大学で、受講申込書の中に証明印を押す箇所を設けてあります。）

受講対象者であることの証明方法は以下のとおりです。現職の教育職員の場合、所属校の校長から証明印（職印、公印）を押印してもらう必要があります。

受講対象者の区分		証明の方法
①	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、栄養教諭）	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校 校長の証明 *校長の場合は所管教育委員会 国立学校 校長の証明 *校長の場合は法人の長 私立学校 校長の証明 *校長の場合は法人の長 共同調理場の学校 校長の証明 *校長の場合は所管教育委員会 学校栄養職員、養護職員 校長の証明 *校長の場合は所管教育委員会
	② 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者	任命権者の証明 *各所属長の証明
	③ 福岡県教育委員会に任用された教育職員で、現在、教育委員会等の要請に応じ、引き続き県市町村首長部局の職員として勤務する者	任用先の県市町村首長部局の証明 *各所属長の証明
	④ 教員採用内定者	任用又は雇用予定の者の証明
⑤ 福岡県教育委員会に任用された元教員経験者	〔市町村立学校勤務〕 その学校を管轄する各教育事務所の証明 〔県立学校勤務〕 福岡県教育庁教職員課の県立学校係の証明	
⑥ 各市町村教育委員会（政令市を含む。）に任用された元教員経験者	任用元の市町村教育委員会の証明	
⑦ 教育職員となることが見込まれる者（講師リスト登録者等）	講師登録を行った先の各教育委員会、各教育事務所、各学校法人の証明	

※ 「更新講習免除の申請」や「修了確認期限の延期の申請」を行う場合も修了確認期限の2ヶ月前までに申請を行うよう法令で定められています。（→次頁の④に進んでください。）

③ 各免許状更新講習を修了すると、大学から「免許状更新講習履修（修了）証明書」が発行されます。

④ 次の申請書に必要書類を添えて、免許管理者（福岡県教育委員会）に申請の手続きを行います。

手続名	使用する申請書	手数料
更新講習修了確認	更新講習修了確認申請書 (様式第10号の2(第3条の2))	3,300円
免許状更新講習免除	免許状更新講習免除申請書 (様式第10号の3(第3条の2))	3,300円
修了確認期限延期	修了確認期限延期申請書 (様式第10号の4(第3条の2))	1,700円

申請書については、各学校配布分のほか、福岡県教育委員会の教職員課ホームページ「申請書(様式)」欄から印刷することも可能です。(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/e04/kousinn.html>)
記入例についてもホームページに掲載しています。
また、「申請書類」については次のとおりです。

(1) 更新講習修了確認

- ① 更新講習修了確認申請書(様式第10号の2)
- ② 【初めて更新等(延期、免除等を含む。)の手続きを行う者】
所持するすべての免許状の写し(又は授与権者発行の「授与証明書」原本)
* 授与証明書については、同一校種かつ同一教科の免許状を有する場合は、上位の免許状のもので足りる。(例)中2種(数)、中1種(数)→中1種(数)でよい。
※【1度でも延期の手続きを行った者】は、②の代わりに「修了確認期限延期証明書」
- ③ 「免許状更新講習修了証明書」又は「免許状更新講習履修証明書」
- ④ 福岡県領収証紙納付書(3,300円分の福岡県領収証紙貼付)

(2) 免許状更新講習の免除認定

- ① 免許状更新講習免除申請書(様式第10号の3)
- ② 【初めて更新等(延期、免除等を含む。)の手続きを行う者】
所持するすべての免許状の写し(又は授与権者発行の「授与証明書」原本)
* 授与証明書については、同一校種かつ同一教科の免許状を有する場合は、上位の免許状のもので足りる。(例)中2種(数)、中1種(数)→中1種(数)でよい。
※【1度でも延期の手続きを行った者】は、②の代わりに「修了確認期限延期証明書」
- ③ (表彰を受けたことによる申請の場合)表彰状の写し
- ④ 福岡県領収証紙納付書(3,300円分の福岡県領収証紙貼付)

(3) 修了確認期限の延期

- ① 修了確認期限延期申請書(様式第10号の4)
- ② 【初めて更新等(延期、免除等を含む。)の手続きを行う者】
所持するすべての免許状の写し(又は授与権者発行の「授与証明書」原本)
* 授与証明書については、同一校種かつ同一教科の免許状を有する場合は、上位の免許状のもので足りる。(例)中2種(数)、中1種(数)→中1種(数)でよい。
※【1度でも延期の手続きを行った者】は、②の代わりに「修了確認期限延期証明書」
- ③ 延期事由があることを証する書類
○心身の故障による休職(病気休職)、病気休暇
→(例)辞令の写し、「休暇等届・承認簿」等の写し、等
○専修免許取得のための大学院課程在学 → 在学証明書
- ④ 福岡県領収証紙納付書(1,700円分の福岡県領収証紙貼付)

手数料の福岡県領収証紙の購入については、『免許更新制マニュアル』(福岡県教育委員会作成)59ページに記載のとおり、福岡県ホームページのトップページから次のように進むか、検索サイトで「福岡県庁 領収証紙」と入力してください。

(「トップページ」→「県政情報」→「税金・公売情報」→「領収証紙」)

なお、領収証紙を貼付する納付書の台紙(A5判)については、3月下旬～4月初旬に各学校に通知文と一緒に1部ずつ配布しているので、それを複写の上、A5判サイズで御使用ください。

授与証明書の発行については、福岡県教育委員会教職員課のホームページの「許可申請・届出」欄を参照ください。(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/e04/tetuduki.html>)

※ 申請にあたっては、修了確認期限の2ヶ月前までに所定の方法により行ってください。

- 『教員免許更新制マニュアル』(福岡県教育委員会作成)51ページ
(現職教員の場合は、学校長(園長)に申請書類一式を提出し、学校長が別記様式を添えて所定方法に基づいて提出されることとなります。)

⑤ 手続は以上です。免許管理者による更新手続終了後に、「更新講習修了確認証明書」等、各手続に伴う証明書が発行されます。